

金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項及び公害の防止その他の環境の保全を図るために必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第2節 定義</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 騒音規制地域 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>第4章 事業活動からの環境の保全</p> <p>第1節 規制基準</p> <p>(規制基準の設定)</p> <p>第27条 市長は、特定事業場又は特定建設作業を行う場所から発生し、排出し、又は飛散するばい煙、粉じん（石綿によるものに限る。）、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭物質の量、濃度又は程度の許容限度並びに特定事業場にお</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項及び公害の防止その他の環境の保全を図るために必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第2節 定義</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 騒音規制地域 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>第4章 事業活動からの環境の保全</p> <p>第1節 規制基準</p> <p>(規制基準の設定)</p> <p>第27条 市長は、特定事業場又は特定建設作業を行う場所から発生し、排出し、又は飛散するばい煙、粉じん（石綿によるものに限る。）、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭物質の量、濃度又は程度の許容限度並びに特定事業場にお</p>

（拡声機の使用制限）

第60条 何人も、騒音規制地域のうち学校、病院その他これらに類する施設の周辺であって規則で定める区域内においては、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。）であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときは、この限りでない。

2 何人も、商業宣伝を目的として航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

3 何人も、前2項に規定するもののほか、騒音規制地域内において商業宣伝を目的として屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間、音量の基準その他の規則で定める事項を遵守しなければならない。

（準用）

第61条 第27条第2項の規定は、第57条に規定する基準、第58条に規定する地域並びに前条第1項に規定する区域及び同条第3項に規定する事項を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

（改善勧告）

第62条 市長は、第57条、第58条又は第60条の規定に違反することにより騒音を発生させる場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、騒音の防止の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善命令）

第63条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

（拡声機の使用制限）

第60条 何人も、騒音規制地域のうち学校、病院その他これらに類する施設の周辺であって規則で定める区域内においては、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。）であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときは、この限りでない。

2 何人も、商業宣伝を目的として航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

3 何人も、前2項に規定するもののほか、騒音規制地域内において商業宣伝を目的として屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間、音量の基準その他の規則で定める事項を遵守しなければならない。

（準用）

第61条 第27条第2項の規定は、第57条に規定する基準、第58条に規定する地域並びに前条第1項に規定する区域及び同条第3項に規定する事項を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

（改善勧告）

第62条 市長は、第57条、第58条又は第60条の規定に違反することにより騒音を発生させる場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、騒音の防止の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善命令）

第63条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）新旧対照表

<p>2 市長は、緊急を要するとき、その他特に必要があると認めるときは、前条の勧告を経ないで同条に規定する措置をとることを命ずることができる。</p> <p>3 一の地域が騒音規制地域となった際現にその地域内において<u>飲食店営業</u>を営んでいる者については当該地域が騒音規制地域となった日から、一の営業が<u>飲食店営業</u>となった際現にその営業を営んでいる者については当該営業が<u>飲食店営業</u>となった日から1年間は、第57条の規定に違反する場合に係る前条及び前2項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。</p>	<p>2 市長は、緊急を要するとき、その他特に必要があると認めるときは、前条の勧告を経ないで同条に規定する措置をとることを命ずることができる。</p> <p>3 一の地域が騒音規制地域となった際現にその地域内において<u>飲食店営業等</u>を営んでいる者については当該地域が騒音規制地域となった日から、一の営業が<u>飲食店営業等</u>となった際現にその営業を営んでいる者については当該営業が<u>飲食店営業等</u>となった日から1年間は、第57条の規定に違反する場合に係る前条及び前2項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。</p>
--	---